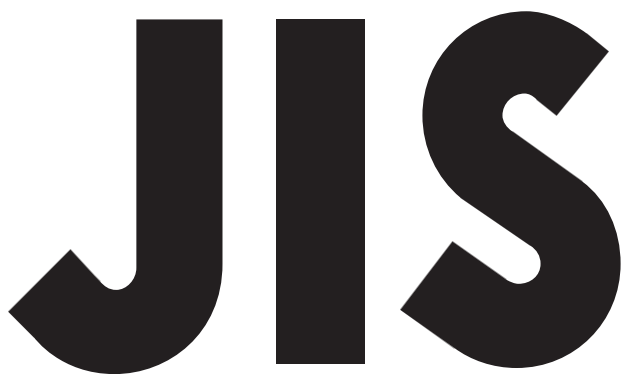




システム及びソフトウェア技術—
システム及びソフトウェアアシュアランス—
第3部：システムインテグリティレベル

JIS X 0134-3 : 2026
(ISO/IEC/IEEE 15026-3 : 2023)
(JSA)

令和8年8月20日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	青 木 誠	独立行政法人情報処理推進機構
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.8.20
担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.8.20
認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 インテグリティレベルの定義	3
4.1 この箇条の利用者	3
4.2 インテグリティレベルを定義するための適切な領域	4
4.3 インテグリティレベルの文脈を識別する	4
4.4 IL 主張及びインテグリティレベルの識別	6
4.5 IL 要件（要求事項）の識別	9
4.6 インテグリティレベル決定プロセスの識別	9
5 インテグリティレベルの使用	10
5.1 この箇条の利用者	10
5.2 インテグリティレベルを使用する目的	11
5.3 インテグリティレベルの使用の成果	11
6 システムインテグリティレベルの決定	12
6.1 一般	12
6.2 システムインテグリティレベル決定プロセスの目的	13
6.3 システムインテグリティレベル決定プロセスの成果	13
6.4 システムインテグリティレベル決定プロセスのアクティビティ	13
7 システム要素インテグリティレベルの割当て	14
7.1 システム要素インテグリティレベルの割当てプロセスの目的	14
7.2 システム要素インテグリティレベルの割当てプロセスの成果	14
7.3 割当てシステム要素インテグリティレベルプロセスのアクティビティ	14
8 IL 要件（要求事項）の達成	15
8.1 一般	15
8.2 IL 要件（要求事項）の達成の目的	15
8.3 IL 要件（要求事項）の達成の成果	15
8.4 IL 要件（要求事項）の達成のアクティビティ	15
9 合意及び承認権限者	17
附属書 A（参考）この規格の使用例	18
参考文献	22
解 説	23

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0134:1999** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

システム及びソフトウェア技術— システム及びソフトウェアアシュアランス— 第 3 部：システムインテグリティレベル

Systems and software engineering—Systems and software assurance— Part 3: System integrity levels

序文

この規格は、2023 年に第 3 版として発行された **ISO/IEC/IEEE 15026-3** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、インテグリティレベルを達成するための対応する IL 要件（要求事項）をもつインテグリティレベルの概念を規定する。また、インテグリティレベル及びそれに対応する IL 要件（要求事項）を定義して使用するための要求事項及び推奨事項を規定する。この規格では、システム、ソフトウェア製品及びその要素並びに関連する外部依存関係について説明する。

この規格は、システム及びソフトウェアに適用可能であり、次を使用するためのものである。

- a) 企業及び専門的な組織、標準化組織、政府機関などのインテグリティレベルの定義者
- b) システム又はソフトウェアの開発者及び保守者、供給者及び取得者、システム又はソフトウェア利用者、システム又はソフトウェア評価者、ソフトウェア及び／又はソフトウェア製品の管理及び技術サポートスタッフなどのインテグリティレベルの利用者

インテグリティレベルの一つの重要な用途は、例えば、納入されたシステム若しくは製品の安全性、財務又はセキュリティ特性を保証するのに役立つように、合意における供給者及び取得者によるものである。

この規格は、具体的な一連のインテグリティレベル又はその IL 要件（要求事項）を規定していない。さらには、インテグリティレベルの利用がシステム又はソフトウェアエンジニアリングライフサイクルの工程全体に統合される仕方については、規定しない。しかし、これらについては、**附属書 A** に、この規格の使用例を示す。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023, Systems and software engineering—Systems and software assurance—Part 3: System integrity levels (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”こと